

# 寄居町 男女共同参画推進プラン2020

ひろげよう ひとの <sup>わ</sup>和 地域の <sup>わ</sup>話 寄居の <sup>わ</sup>輪

令和2年度～令和10年度



寄居町

# 男女共同参画社会とは

全ての個人一人ひとりが性別にとらわれず、互いに尊重し、自らの意思に基づき、社会のあらゆる場面で個性と能力を活かし、自分らしく輝ける多様性に富んだ豊かで活力ある社会をいいます。

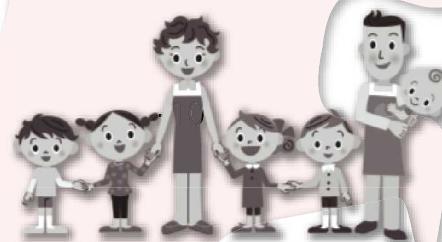
## 家庭では

- 家族全員が互いに協力し合って、家事・子育て・介護などを行っている



## 子育てでは

- 子育て家庭にとって、多様なサービスが活用でき、安心して子どもを産み育てられる環境が整っている



## 学校では

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、互いの個性が尊重される
- 個人の能力と適正に応じた進路指導が行われる



## 職場では

- 雇用において男女の均等な機会と待遇が確保されている
- 男女共に、育児休業や介護休業がとりやすいなど、仕事と家庭生活のバランスの取れた職場環境が実現している



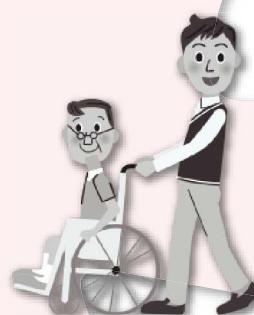
## 地域では

- 自治会、PTAや自主防災などの地域活動において、性別を問わず誰もが共に参画し、住みよい地域づくりをしている



## 介護では

- 必要に応じて、多様な介護サービスが活用でき、家族が協力して介護を行う



# 1

## 計画策定の趣旨

本町では、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、『寄居町男女共同参画推進プラン2010』を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。

令和2年（2020年）3月に『寄居町男女共同参画推進プラン2010』の計画期間が終了することから、これまでの取組を継承しつつ、新たな課題にも対応するための指針として、『寄居町男女共同参画推進プラン2020』を策定するものです。

# 2

## 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の考え方を基本として踏まえるとともに、町の最上位計画である「第6次寄居町総合振興計画」をはじめ、他分野の計画との整合を考慮した計画です。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」と「DV防止法」に基づく「市町村基本計画」に位置付けられます。

# 3

## 計画の期間

計画期間は、令和2年度（2020年度）～令和10年度（2028年度）の9年間とします。ただし、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況などにより、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

# 4

## 基本理念

男女や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）などの多様な性のあり方も含め、お互いを認め合うことで生まれる「ひとの輪」、地域では性別の枠を超えて誰もが積極的に意思表示しその言葉を熱心に聞くことで生まれる「地域の（会）話」、男女が認め合う「和」と心を通わせる「話」によって生まれる信頼の「輪」が町中に広がる「寄居の輪」をイメージとし、『寄居町男女共同参画推進プラン2010』の基本理念を引き続き継承します。

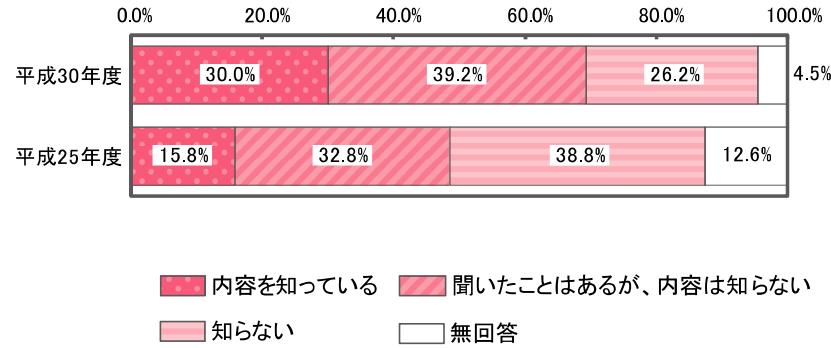


# 5

## 寄居町の男女共同参画にかかる現状

### ■男女共同参画社会の認知度

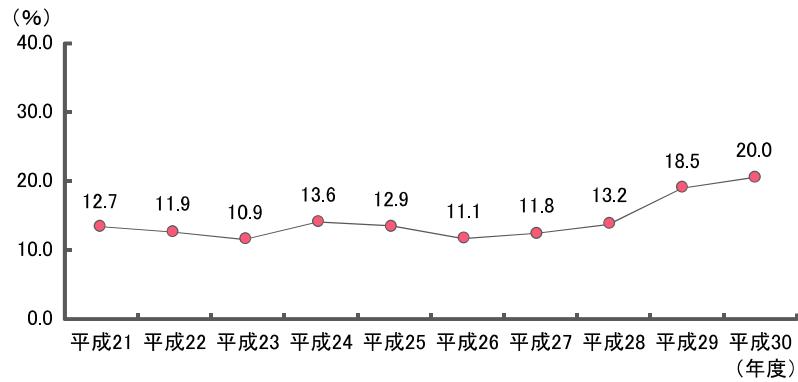
「内容を知っている」の割合が平成30年度調査で30.0%と、平成25年度調査に比べ14.2ポイント増加しました。



資料：男女共同参画に関する意識調査

### ■審議会等における女性委員比率の推移

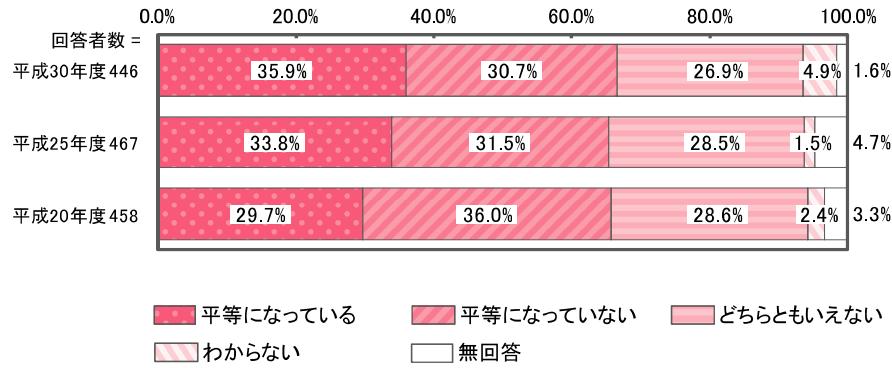
平成26年度以前は増減をくり返していましたが、平成26年度の11.1%を境に増加傾向にあり、平成26年度から平成30年度にかけて約1.8倍増加し、20.0%となっています。



資料：府内資料

### ■家庭生活における男女の地位の平等感

平成30年度調査で35.9%と、平成20年度、平成25年度調査に比べ「平等になっている」が増加しました。



資料：男女共同参画に関する意識調査

# 6

# 計画の内容

## 基本目標1 男女共同参画意識を広める

男女共同参画社会の形成にあたっては、性別による男女の固定的な役割分担意識の解消や、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組むことが重要です。

子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で町民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

### 【基本目標】

### 【重点目標】

### 【施策の方向性】

1

男女共同参画意識を広める

(1) 男女共同参画に向けた  
意識づくり

①男女共同参画・人権問題に関する啓発  
活動の推進

(2) 男女平等を基本とした  
教育・学習機会の充実

①家庭における教育・学習機会の充実

②保育所・幼稚園・学校等における教育・  
学習機会の充実

③生涯学習（地域）における教育・学習  
機会の充実

(3) 国際化の推進

①国際理解と国際交流の推進

## ■ 主な施策項目

- ・性的少数者への理解促進 【新規】
- ・各種メディアによる広報・啓発活動の推進
- ・男女平等意識に基づいた保育・学習環境の見直し
- ・青少年に向けた学習・啓発活動等の充実
- ・国際化に向けた教育内容の充実

## ■ 数値目標

指  
標

①『男女共同参画社会』の認知度の増加

現状値（平成30年度）

69.2%

目標値  
(令和10年度)

80.0%

## 基本目標2

# 男女共同参画を推進する

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大とともに、職場、家庭、地域社会、防災等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

また、女性の活躍を促進するため、男女が共に、仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら、子育てや介護等に主体的に関わることができるように支援していきます。

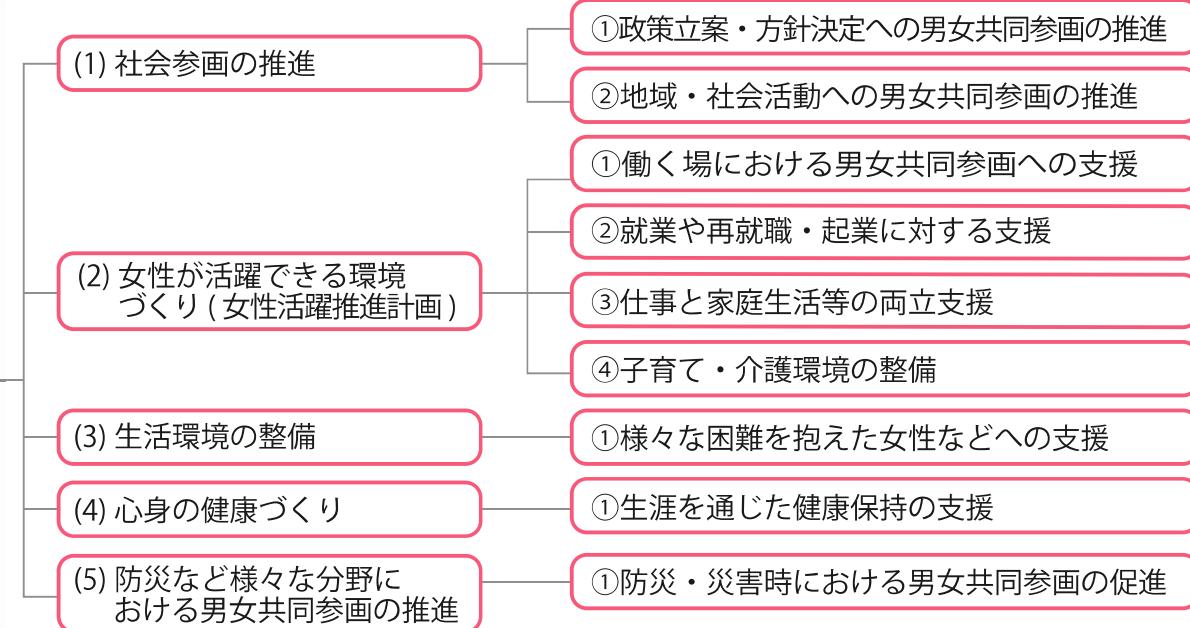
## 【基本目標】

## 【重点目標】

## 【施策の方向性】

2

## 男女共同参画を推進する



## ■主な施策項目

- ・審議会等への女性の登用促進
- ・地域活動の役職などにおける女性の登用促進  
【新規】
- ・子育て後の女性の再就職に対する支援  
【新規】
- ・ワーク・ライフ・バランスの周知
- ・『寄居町子ども・子育てスマイルプラン』に基づく子育て支援
- ・ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援 【新規】
- ・健康意識の向上や健康管理の充実
- ・地域防災における男女共同参画の充実 【新規】

## ■数値目標

指  
標

### ② 家庭における男女の地位が平等と感じる割合の増加

前回計画 策定時  
(平成20年度) 29.7% → 現状値  
(平成30年度) 35.9%

→

目標値  
(令和10年度)

45.0%

### ③ 審議会等における女性の登用率の増加

前回計画 策定時  
(平成20年度) 12.7% → 現状値  
(平成30年度) 20.0%

→

目標値  
(令和10年度)

30.0%

### ④ 女性委員を登用している審議会の数（28 審議会中）の増加

前回計画 策定時  
(平成20年度) 16審議会 → 現状値  
(平成30年度) 18審議会

→

目標値  
(令和10年度)

22審議会

### ⑤ 家事（炊事・洗濯・掃除等）を共同して分担している割合の増加

前回計画 策定時  
(平成20年度) 16.8% → 現状値  
(平成30年度) 21.7%

→

目標値  
(令和10年度)

30.0%

### 基本目標 3

## 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV 防止基本計画）

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DVに対する意識を高めるとともに、DV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

### 【基本目標】

### 【重点目標】

### 【施策の方向性】

3

配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶  
(DV 防止基本計画)

(1) DV 等に対する啓発の推進

①人権侵害・暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

(2) DV 等に対する相談体制、支援体制の整備

① DV 被害者支援への取組

② DV の根絶に向けた体制の整備

### ■ 主な施策項目

- ・DV やセクハラ防止のための広報・啓発活動の推進
- ・データ DV 等若年層への啓発の推進 【新規】
- ・DV 相談業務の充実
- ・DV 被害者の緊急時の保護と自立に向けた支援の強化
- ・DV 対策に向けた体制の整備

### ■ 数値目標

指  
標

⑥ DV 等を受けた人のうち、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性の割合の減少

前回計画 策定期  
(平成 20 年度)

60.3%



現状値  
(平成 30 年度)

53.5%

目標値  
(令和 10 年度)

40.0%



## 基本目標 4

# 推進体制を整備する

男女共同参画に関する施策の領域は多岐にわたり、施策の推進には庁内外との連携が欠かせないことから、町民・事業者・民間団体等との連携を強化していきます。

また、庁内各課が十分に調整機能を発揮できるよう、庁内での各施策の位置付けを明確にし、推進体制の整備・強化を図ります。

【基本目標】

【重点目標】

【施策の方向性】

## 4 推進体制を整備する

(1) 推進体制の整備

①プランの推進体制の整備

②プランの進捗状況の管理

③町民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり

## ■主な施策項目

- ・推進体制の強化
- ・プランの進捗状況の把握
- ・町民意識調査の実施
- ・町民・事業者・民間団体との連携
- ・寄居町男女共同参画推進懇話会の開催

## ■数値目標

⑦ 寄居町男女共同参画広報紙「みんなのWa」の認知度の増加

現状値（平成 30 年度）

36.1%

目標値  
(令和 10 年度)

45.0%

⑧ 寄居町男女共同参画推進プランの認知度の増加

前回計画 策定時  
(平成 20 年度)

35.2%

現状値  
(平成 30 年度)

31.8%

目標値  
(令和 10 年度)

40.0%

寄居町男女共同参画推進プラン 2020 【概要版】

令和 2 年 3 月

発行：寄居町 人権推進課

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町寄居 1180-1

【電話】048-581-2121(代) 【FAX】048-581-1366

【URL】<http://www.town.yorii.saitama.jp>